（金融商品取引所の所在の場所等の変更等の届出）

第百十一条　［略］

2　法第百四十九条第二項の規定により法第八十一条第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする金融商品取引所は、別紙様式第二号により作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　新たに役員に就任した者があった場合　次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　法第八十二条第二項第三号イからヘまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号（会計参与にあっては、同号及び同法第三百三十三条第三項各号）又は法第九十八条第四項第一号（当該金融商品取引所が株式会社金融商品取引所である場合にあっては、法第百五条の二において準用する同号）のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二　［略］

［3・4　略］

（自主規制法人の所在の場所等の変更等の届出）

第百十一条の四　［略］

2　法第百五十三条の四において準用する法第百四十九条第二項の規定により法第百二条の十五第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする自主規制法人は、別紙様式第二号に準じて作成した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　新たに役員に就任した者があった場合　次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからヘまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は法第百二条の二十三第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二　［略］

3　［略］

（認可申請書の添付書類）

第百十五条　［略］

2　法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一・二　略］

三　役員及び国内における代表者が法第百五十五条の三第二項第四号イ又はロのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び国内における代表者が誓約する書面

［四～九　略］

（心身の故障により外国市場取引に係る業務を適正に行うことができない者）

第百十六条の二　法第百五十五条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により外国市場取引に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（金融商品取引所の所在の場所等の変更等の届出）

第百十一条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　法第八十二条第二項第三号イからヘまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二　［同上］

［3・4　同上］

（自主規制法人の所在の場所等の変更等の届出）

第百十一条の四　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　法第百二条の十六第二項において準用する法第八十二条第二項第三号イからヘまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二　［同上］

3　［同上］

（認可申請書の添付書類）

第百十五条　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　役員及び国内における代表者が法第八十二条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び国内における代表者が誓約する書面

［四～九　同上］

［条を加える。］